

「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」とは

3歳未満の子^(注1)を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、**年金額^(注2)**の計算に使用する**標準報酬に関する特例の適用**を受けることができます。

特例の適用を受けるためには、共済組合に申出^(注3)を行う必要があります。

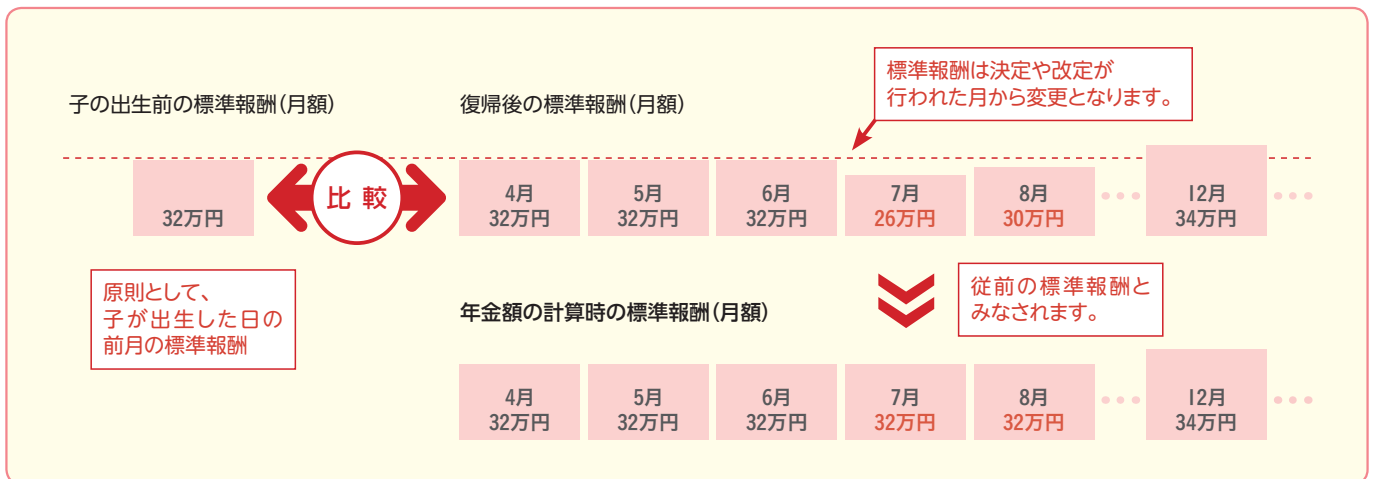
特例の適用を受けた場合も、掛金は実際の標準報酬により算定され、追加の掛金等は発生しません。



- 注1** 実子だけでなく、養子や特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も含まれます。
- 注2** 厚生年金と退職等年金給付が対象になります。これらの年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。
- 注3** 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。

3歳未満の子を養育している組合員である方(または組合員であった方)で申出を行った方が対象となります。申出を行うことにより、特例の「**対象期間**」のうち、「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬^(注4)」を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額(厚生年金・退職等年金給付)の計算をすることができます。

注4 「子の出生前の標準報酬」は、原則として、子が出生した日の前月の属する月の標準報酬(月額)をいいます。



対象期間 対象期間は、「**養育を開始した日**」の属する月から「**養育を終了した日**」の翌日の属する月の前月までです。^(注5)

「**養育を開始した日**」は次のいずれかの日となります。

- 子が出生した日
- 別居していた子と同居することとなった日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日^(注6)
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日^(注7)
- 特例の対象となった子以外についての特例の対象期間の最後の月の翌日の初日

「**養育を終了した日**」は次のいずれかの日となります。

- 養育している子が3歳に到達した日
- 組合員が死亡した日または退職した日
- 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した日
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した日

注5 「養育を開始した日」が属する月より後に申し出た場合、申出日からさかのぼって2年以内の期間が対象期間となります。

注6 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

注7 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

お問い合わせ先 ▶ 健康厚生班 ☎073-441-3713